

公立大学法人秋田県立大学子育て支援等行動計画 (第3期計画)

1. はじめに

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備を図るための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、公立大学法人秋田県立大学は「子育て支援等行動計画」を策定し、職員が安心して働き続けることのできる雇用環境を目指します。

また、職員にその内容を周知するとともに、職員がこの行動計画を積極的に推進することにより、仕事と家庭の両立が一層図られる職場環境の整備を進めます。

2. 計画期間等

(1) 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

(2) 計画の見直し

計画期間内において人事制度等の改定若しくは職員の要望等を踏まえ、必要に応じ計画を変更します。

3. 目標と対策

(1) 子育てを行う職員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備

妊娠及び出産に伴って職員が利用できる子育て支援制度の活用を勧めるため、積極的に支援制度の情報を提供するとともに、制度の充実を図ります。

【具体的目標値】

- ・女性の育児休業取得率90%以上

○ この行動計画をすみやかにホームページに掲載するとともに、全職員に周知します。

1) 女性職員の休暇取得の促進

① 妊娠中に利用できる支援制度

- ・つわりのための休暇
- ・保健指導、健康診査を受けるための休暇
- ・休息、補食のための休暇

- ・産前休暇
- ・時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の禁止

② 出産後に利用できる支援制度

- ・産後休暇
- ・保健指導、健康診査を受けるための休暇
- ・子の看護のための休暇（中学校就学前の子を看護する職員）
- ・時間外勤務の禁止（出産後1年以内の職員）
- ・休日勤務の禁止（出産後1年以内の職員）
- ・時間外勤務の制限（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・時間外勤務の免除（3歳に満たない子を養育する職員）
- ・深夜勤務の禁止（出産後1年以内の職員又は小学校就学前の子を養育する職員）
- ・育児休業（子が満3歳に達するまで）
- ・育児部分休業（子が満3歳に達するまで）

2) 男性職員の休暇取得の促進

① 配偶者が妊娠中に利用できる支援制度

- ・配偶者の出産のための休暇
- ・子どもの養育のための休暇（配偶者が産前休暇中に小学校就学前の子を養育する職員）

② 配偶者が出産後に利用できる支援制度

- ・子どもの養育のための休暇（配偶者が産後休暇中に小学校就学前の子を養育する職員）
- ・子の看護のための休暇（中学校就学前の子を看護する職員）
- ・時間外勤務の制限（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・深夜勤務の禁止（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・育児休業、育児部分休業（配偶者が取得しない場合）

3) 育児休業の取得、職場復帰がしやすい環境の整備

- ・代替職員の確保及び必要に応じて業務の配分等の見直しを行います。
- ・円滑な職場復帰ができるように、休業期間中の研究活動に伴う出張や研究資材等の購入が行える措置を継続するとともに、休業期間中の業務内容等について随時情報提供します。

(2) 働きやすい職場環境の整備

時間外勤務の縮減や職員個人のニーズにあった年次休暇の取得など、働きやすい職場環境を整備します。

【具体的目標値】

- ・「定時の日（ノー残業デー）」における延べ人数及び総時間の縮減（毎年度2%以上）※事務系職員に限る。
- ・有給休暇取得率のアップ（平成26年度比10%以上）

○ 全職員に周知し、時間外労働等の意識改革を図りその実行に努めます。

1) 時間外労働の縮減

- ① 時間外労働は、例外的な場合に行われるものであるという認識を徹底し、時間外勤務をする場合は事前命令を徹底し、帰宅しやすい職場環境を整えます。
- ② 毎週水曜日を「定時の日」と定めて、特別な事情がない限り定時に帰宅することとなっていますが、さらにこれを徹底します。

2) 年次有給休暇等の取得の促進

- ① 職員個人の多様なニーズにあわせた年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整えます。
- ② お盆期間中の一斉休業（3日間）を実施します。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

子どもの体験活動等の支援を積極的に実施します。

1) 子どもの多様な体験活動等の機会を図るための取組

- ・大学が行う ①夏休み科学教室「創造学習」 ②農業体験などのイベント等の開催や③野球場等の運動施設の開放などを通じ、地域における子どもの健全育成を支援します。

(4) 相談等窓口の設置

各キャンパスの総務担当チームに相談窓口を設置します。